

一般社団法人 日本ドッグトリマー協会 会員規約

第1章 総則

第1条(目的)

1. 本規約は一般社団法人日本ドッグトリマー協会(以下当協会という)の会員について定めたものである。

第2条(本規約の範囲)

1. 本規約は、当協会に会員として入会した者が、会員として行う全ての行為に適用される。

第2章 会員資格

第3条(会員)

1. 当協会の会員は以下の2種とし、当協会の目的に賛同し、本規約を承諾したことを条件とする。
 - a. 正会員 当協会の目的に賛同して入会した法人及び個人。
 - b. 賛助会員 当協会の事業を賛助するために入会した法人及び個人。
2. 法人ではない団体は、代表者もしくは管理人の定めがあり、かつ当協会の理事会で承認を得たものは法人と看做す。

第4条(入会申込)

1. 当協会に入会を希望する法人及び個人等(以下申込者という)は、当協会所定の申込様式に必要事項を記入し提出するものとする。

第5条(入会審査)

1. 入会申込書ならびに関連参考資料に基づき、申込者が当協会を支援し共に発展頂ける方であるか当協会審査委員会において審査のうえ、入会を承認するものとする。

第6条(会費と会費の支払い)

1. 会費は、年会費及び入会金とする。金額については、本規約末尾の付表に示すものとする。
2. 年会費の対象期間は当協会の事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、入会した年度に関しては、当協会が会員宛に入会を承認した期日から当協会の事業年度末日までとする。
3. 年会費の支払いは、当協会が会員宛に発行する請求書に基づき、当協会の指定する金融機関の口座に指定した期日内に振り込むものとする。
4. 当協会の事業年度の途中で入会した場合の年会費は、以下の通りとする。但し、入会日は、当協会が入会を承認した日付とする。

a. 4月1日から同年9月末日までに入会した場合の年会費は、本規約末尾の付表に示す年会費の全額とする。

　　b. 10月1日から翌年3月末日までに入会した場合の年会費は、本規約末尾の付表に示す年会費の2分の1とする

5. 当協会が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとする。

第7条(会員資格有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、第6条に定めた年会費の対象期間とする。

2. 会員が、会員資格の有効期間を1年間延長する場合は、当協会が会員宛に発行する年会費の請求書に基づき、継続の対象となる事業年度の4月末日までに年会費を支払うものとする。

第8条(変更の届出)

1. 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当協会への届出事項に変更があった場合速やかに届出を行うものとする。

2. 当協会は、会員が変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わない。

第9条(退会)

1. 会員が退会を希望する場合は当協会へ退会届を提出し任意に退会することができる。

2. 当協会は、退会届受領後一定の期間、会員の個人情報・コンテスト等への参加履歴を保有し管理するものとする。

第10条(会員資格の喪失)

1. 当協会の定款の定めるところにより、会員はその資格を喪失することがある。

第11条(会員情報の利用)

1. 当協会は、会員が入会手続きを行った際に知り得た情報において、以下の項目に該当する場合を除き、正当な理由なく第三者に対して開示しない。

　　a. 法令により開示が認められている場合。

　　b. 法令により開示が求められた場合。

2. 会員は、その個人情報を利用して当法人がダイレクトメールやその他の方法で当協会の活動を行うことを予め承諾するものとする。

第3章 会員の特典

第12条(会員の特典)

1. 正会員(法人・団体／個人トリマー／個人一般)が得る特典は本規約末尾の付表に示すものとする。

2. 賛助会員(法人・団体／個人)が得る特典は本規約末尾の付表に示すものとする。

第4章 禁止事項および損害賠償と免責

第13条(禁止事項)

1. 会員は、次に定める行為をしてはならない。
 - a. 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること。
 - b. 当協会の職務上知り得た機密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当協会外へ公開することのない情報を言う。
 - c. 当協会の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当協会の活動以外に利用すること。
 - d. その他、当協会の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害する等の法律違反行為、またはその恐れのある行為。
2. 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後も効力を有すものとする。

第14条(損害賠償)

1. 会員は、第13条の禁止事項によって、当協会、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償するものとする。

第15条(免責)

1. 当協会は、次に挙げる事項に関しては一切の責任を負わない。
 - a. 会員が当協会のウェブサイトを利用することによって、何らかのトラブルや損害等が生じた場合。
 - b. 当協会のウェブサイトが紹介している他のウェブサイトやソフトウェア等に関する適合性その他、内容に関する事項。
 - c. 当協会のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項。

第5章 本規約の追加・変更

第16条(本規約の追加・変更)

1. 当協会は合理的な範囲・方法により、会員個別の承諾を得ることなく本規約を変更、追加または削除することができ、会員は予めこれを承諾するものとする。

以上、一般社団法人 日本ドッグトリマー協会の全ての会員に本規約を配布する。

(附則)

1. 本規約に規定のない事項については、その都度「一般社団法人 日本ドッグトリマー協会」の理事会で決定する。
2. 本規約は平成25年8月1日から実施するものとする。

【付表】

〈 正会員 〉各事業活動に参加する個人または法人・団体

	入会金	年会費	会 員 特 典	
法人・団体	3,000円	7,000円	ホームページ加盟店リスト掲載 各種セミナー等で講師の依頼 法人、団体、店舗として、各種コンテストやイベントへの参加権利	会員証・ステッカー 加盟店等での優待割引 交流会・懇親会への参加 セミナー等への優先参加・割引
個人トリマー	2,000円	5,000円	専用保険加入 エステ優待割引 スキルアップ特典 トリマーとして、各種コンテストやイベントへの参加権利	
個人一般	2,000円	3,000円	しつけ教室やおやつ作り講座等への優先参加・割引 飼い犬がモデル犬としてカットショーや撮影等への参加権利	

〈 賛助会員 〉当協会の目的に賛同し、諸活動を賛助して頂ける個人又は法人・団体

	入会金	年会費	会 員 特 典	
法人・団体	なし	30,000円（一口）	当協会ホームページへのバナー掲載	会員証・ステッカー 事業報告会への参加 加盟店等での優待割引 交流会・懇親会への参加 セミナー等への優先参加・割引
個人一般	なし	10,000円（一口）		